

## 9月1日(月)は町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

### ■納期限(口座振替日)

項目	期 別	納期限(口座振替日)	期 別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	2期	9月1日(月)	納め忘れがないかご確認ください	
国民健康保険税(普通徴収)	2期	9月1日(月)	1期	7月31日(木)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	2期	9月1日(月)	1期	7月31日(木)
固定資産税			2期	7月31日(木)

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

○秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おぼこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については町ホームページまたは「令和7年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

総 務 課

### 美郷町入札参加資格者名簿(物品・役務)登録事業者の皆さまへ

## 物品調達および役務の提供に係る公募型指名競争入札の導入について

町が発注する物品調達および役務の提供を受ける契約について、物品調達における調達能力や役務の提供における技術的能力について適性のある者を選定するとともに、入札制度の公平性および競争性を一層確保するため「公募型指名競争入札」制度を導入しました。制度概要および対象案件は次のとおりです。詳しくは右の二次元コードから町ホームページをご確認ください。



#### ■制度概要

- ①公募型指名競争入札として実施する場合は、発注の都度、町ホームページに入札参加資格(地域要件・実績要件・資格要件等)および仕様書・設計図書などを掲載しますので、事業者の皆さま自ら掲載内容をご確認ください。
- ②入札参加を希望する場合は、指定期日までに参加申込書および必要書類を町へ提出してください。
- ③町は申込書などを審査し、入札参加資格要件を満たす事業者のみを指名して入札を執行します。

#### ■対象案件

物品調達および役務の提供(測量・建設コンサルタント業務等を除く業務委託等)を受ける契約のうち設計額が500万円以上の入札に付するものを原則としますが、必要な場合は設計額によらず公募型指名競争入札を適用する場合があります。なお、設計額が500万円以上であっても緊急性のあるものや公募型指名競争入札に付する時間的余裕のない案件は従来どおり指名競争入札等により実施します。

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

企画財政課

## サマージャンボ宝くじ販売のお知らせ

令和7年度サマージャンボ宝くじを販売しています。収益金の一部は、秋田県市町村振興協会から市町村振興助成金として各市町村に交付されます。

#### ■サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円を合わせて7億円)

#### ■サマージャンボミニ3,000万円(1等3,000万円)

販売期間 ◆8月11日(月・祝)まで

販売金額 ◆各1枚300円

抽 選 日 ◆8月21日(木)

# サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

# サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

## 7月11日(金) 2種類同時発売!

発売期間 7/11(金)~8/11(月)

公益財団法人 秋田県市町村振興協会

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業  
(伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必要経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上の事業については必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

■申込方法

事業を行う2週間前までに、下記の窓口または六郷・仙南出張所に申請書を提出してください。申請書は各窓口に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。  
※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。



地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額600万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災資機材等の整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額200万円)

※次の経費は補助金額を経費の4分の3以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②上水道への接続に要する経費
- ③合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ④施設のバリアフリー化に要する経費
- ⑤災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

※新築および増改築等の場合、事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。

■集会施設で使用する備品整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額30万円)

対象：テーブル、椅子、座布団、テレビ、ストーブ、冷蔵庫、テント

※備品整備の場合、事業費が3万円未満の事業は補助対象外となります。

※過去3年以内に備品整備の補助金を活用した行政区等は活用できません。

■申込方法

事業を行う2週間前までに、下記の窓口または六郷・仙南出張所に申請書を提出してください。申請書は各窓口に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※改修内容等によっては補助の対象とならない場合があります。詳細は下記へお問い合わせください。



申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

住民生活課

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は次のとおりです。

収集日◆8月21日(木)

申込期間◆8月12日(火)～8月18日(月)

午前8時30分から午後5時まで(土日を除く)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

美郷町生活支援券のご使用はお早めに!



美郷町生活支援券の使用期限が近づいています。使用の際は、期限切れにご注意ください。

使用期限◆8月31日まで

取扱店

美郷町生活支援券取扱店チラシまたは町ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



問●町商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909